平成２２年（フ）第２４２号
山口県周南市平野１丁目３番15号
債務者　原口已津記
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３４３３号
愛知県大府市横根町箕手60番地の24　アリエス翔102号
債務者　加月正太朗
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０６号
和歌山市北島28番地　川崎荘１Ｆ12号
債務者　野下かな枝
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８１号
北海道伊達市南稀府町170番地52
債務者　猪師　広美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第７３４号
茨城県水戸市元台町1496番地　ギャラクシーＡ号
債務者　鈴木　麻美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４３号
茨城県ひたちなか市大字堀口55番地２リベラコートＢ棟201号
債務者　円堂　洋治
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７５４号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3653番地100
債務者　山中　直美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７９６号
茨城県鉾田市子生295番地
債務者　佐藤　卓司
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１３号
茨城県かすみがうら市中志筑2181番地
債務者　鈴木　武志
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４５９号
茨城県石岡市柴間325番地
債務者　成田　　弘
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８１号
千葉県習志野市藤崎２丁目５番８号藤広ハイツ202号
債務者　馬場　隆二
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４６号
千葉県市原市姉崎3113番地１
債務者　飯森　政信
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８６号
新潟市西区寺尾台３丁目２番８号　アパルト寺尾台205号
債務者　佐藤　一弘
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８号
岐阜県大垣市新長松２丁目36番地　ファミール山本Ｄ　101
債務者　不破　哲夫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１９８１号
京都市西京区山田北ノ町５番地６
債務者　木下　憲子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２００９号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目19番地４
債務者　宇治野章夫
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
京都府舞鶴市字青井86番地
債務者　花﨑　栄二
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
奈良県生駒市壱分町120番地１　ファインコート849
債務者　谷川　美奈（旧姓野畑）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
奈良地方裁判所